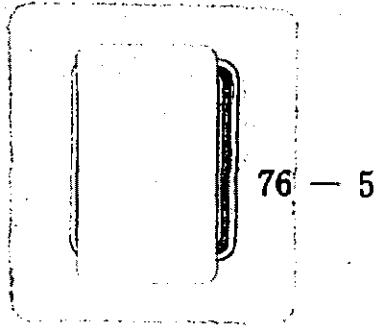


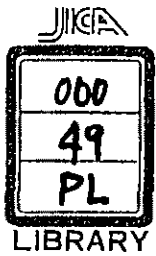
情報管理課 ✓



# 海洋法会議をめぐって

— 久宗副総裁講演要旨 —

昭和51年6月



国際協力事業団  
企画調査調整部

国際協力事業団		
受入 月日	84. 5. 22	000
		49
登録No.	06632	PL

## まえがき

本資料は、当部が技術協力動向調査の一環として5月27日に当事業団久宗副総裁を講師に実施した講演会「海洋法会議をめぐって」の講演内容の要旨をとりまとめたものです。

久宗副総裁の講演は豊かな水産、海洋関係行政の経験を背景にした極めて有意義なものでありましたが、本講演会に参加できなかった役職員よりの要望もあり、ここに本資料を作成した次第であります。

本資料が国際協力に携わる方々にとって何らかの参考となれば幸いです。

企画調査調整部長

田 中 常 雄



## 海洋法会議をめぐって

ここでは海洋法についての専門的なことがらをとり上げるのではなく、海洋法についての問題の性質はどういうものかということを理解いただければよいと考えている。

一般的に海洋法については問題が大騒ぎされている割に、問題の焦点がどこにあるかが知られていない。実は海洋法については水産を外題にしてもっと重要且つ広汎な問題が含まれており、それが我が国の外交や国民経済上至大な問題であるということが見落されている。国際政治の面、また国民経済における水産業の位置付けというよりな視点から問題を見てみると、農業や他の産業で出てくる問題が水産業では数年早くでてくるということ、水産には次に農業等他の分野でどのような問題が出てくるかということを知るインディケータとしての要素がある。

日本及び世界が成長経済で過してきた60年代には「経済」の要素が不当に支配的であって、本来経済は政治、軍事、パワーといったものから無関係ではあり得ないはずであるのに、これらの要素が捨象されてしまっていた。

海洋法の問題はその底に明確にパワーの問題が動いており、高度にポリティカルな問題であるということを認識しなければならない。

海洋法の問題の系譜をたどっていくと、50年代、60年代、70年代のそれぞれの動き、第三世界の動きといったものが非常に明確にとらえられるわけで、国際協力とは何か、第三世界は何を考えているのかを相互に関連を持って知ることができ、皆で研究・討論するには格好の題材である。

まず水産について、最小限の知識として知っておくべきことを紹介し、それから海洋法の問題に入っていきたい。

現在世界の漁獲高は約7,000万トンで、これは第二次大戦前の約2倍である。日本の魚獲高は3年前に1,000万トンを越え、現在世界第一位である。第二位は1,000万トン近いアンチ、ピーを獲っているペルーであり、第三位は正確なところは不明ではあるが、恐らく900万トンを越えているソ連で、第四位は5~600万トン以上を獲っていると思われる中国である。

したがってこの4か国で世界の漁獲高の半分を占めるわけで、また第2位の国までで世界の漁獲高の9割近くを占めており、漁業を行う国が非常に限定されているといえる。地域でも北半球特に北洋に集中しており、南半球のペルーは例外である。

日本における動物性蛋白質摂取は魚によるものと魚以外によるものとはほぼ半々である。

1.5年ほど前までは $\frac{3}{4}$ が魚によるものであった。また日本の漁獲高1,000万トンのうち、現在

問題になっている経済水域200海里の内側で獲っているものが約45%（450万トン）を占め、そのうち400万トンは北洋つまり米国、カナダ、ソ連、中国の沿岸である。したがって開発途上国とちがひ、漁業をやらせてもらう見返りに協力をするというわけにはいかず、国民的コンセンサスを背景に国の命運をかけた相当つとんだ話し合いが必要になるわけで、単に魚だけの問題ではすまされなくなってくる。

また海の利用方法についても、海運、水産という伝統的な分野の問題の他に、軍事、海底油田、マンガンノジュール等ビッグビジネスの関心事、またこれに伴い海洋汚染、資源調査といった新しい問題が起こってきている。

このように海をめぐる非常に錯綜した、高度に政治的な問題があるわけであり、単に漁業関係者だけの問題ではなく、国民経済の根幹に触れる問題であって、しかも国民の目のとどかない所で展開しているということを認識しなければならない。

次に海洋法の問題について歴史的経過を見てみることにしたい。

まず領海については、第一次大戦前でも領海の幅を4海里とした北欧の国もあったし、地中海辺では6海里という国もあったが、自由に使える公海が大きい方がよいという考え方が支配的で、領海幅3海里とする伝統が数世紀続いてきた。

海洋法は慣習法として成り立っていたが、第一次大戦後、大戦等の経験を踏まえて、海洋法を成文化しておくという動きが、主として国際法学者を中心に起こったが、具体的成果を見ぬうちに第二次大戦に入ってしまった。第二次大戦後、国連の下で国際法学者を中心に海洋法の成文化の準備が数年がかりで進められ、1958年第一回国際海洋法会議が開催された。この会議では海洋法に関し次の四つの条約が作られた。

1. 領海に関する条約
2. 公海に関する条約
3. 漁業資源に関する条約
4. 大陸棚に関する条約

この会議では領海の幅については、意見が分かれ、まとまらなかったため、急いで1960年に第2回の会議をひらいて、妥協案として領海6海里、その外に漁業について国家の管轄権の及ぶ専管水域を6海里まで持てるという案が出されたがわずかの差で否決され、何ら規則が定められぬまま会議は流れてしまった。

（一方、これに先立つて1953年に、アンデス3国は、その特殊事情により領海200海里を決議した。《サンチャゴ宣言》。後年ケニヤがこれを経済水域として提案し、第三世界の資源に対す

る恒久主権の要請を背景に、これが世界の大勢となった。)

その結果各国がそれぞれの領海幅ないし専管水域を主張する無法状態に入ってしまった。

一方、60年代に入り新たな問題が起きてきた。60年代半ばごろから海底開発が盛んとなり、海底開発はその結果として資源開発の面でも軍事的な面でも利用できるものが多いということで、極めて現実的な問題となった。

ソ連はUNESCOの場を通じ、また米国はややおくれてEOOSCOの場を通じそれぞれ海洋開発の主権をとりとうとし、また海洋法の残った問題に結着をつけようとした。しかしながら一方、そのとき既に第三世界が勃興してきており、第三世界は開発利益を開発技術のある国だけで独占するのではなく、全世界に均霑すべきであると主張し、特に深海海底の平和利用を強く主張して、もはや前2回の海洋法会議の時の案のつきはぎでは間に合わなくなっていった。

1963年の77カ国会議、64年の第一回UNOTADと相つぐ国際会議の中で、開発途上国は先進国の考えで作られたGATT体制を公然と批判し、それと同じ流れの中で、先進国の考え方による海洋法制定の動きを批判した。

1970年に海洋法の全面改訂が国連総会で決議され、1. 深海海底の問題を扱う委員会、2. 領海、200海里経済水域の問題等の再検討を行う委員会、3. 資源調査、汚染調査等新しい問題を扱う委員会の以上三委員会の結成と、73年のサンチャゴ会議までに海洋法改訂の諸準備を行うことが決定された。しかしながら73年の会議議題の決定に2年ほどかかったこと等もあり、同会議は74年に延期になった。

この間に72年には第三回UNOTAD(サンチャゴ)で現在の国際経済秩序の改変が主張され、73年9月の第四回非同盟首脳会議(アルジェ)では現存の世界経済体制の実行行使による打破(資源を武器として)が決意されるに至った。その背景となった開発途上国の路線・信条は、政治的独立、経済的自立、資源に対する恒久主権の主張、さらに超大国反対、覇権反対である。それらの主張は74年に、開発途上国側の要求で開催を余儀なくされた国連資源特別総会ではげしいもりあがりを見せた。

こうした状況の中で第3回国際海洋法会議が74年にカラカスで開かれ、200海里経済水域は世界の大勢となり、日本は孤立した。"Except one"とやゆされたのは、この会議の世界史的意義、第三世界の信条、新しい歴史の開幕といった問題に対する日本のドン感さを指摘したものとしてきわめてシリアスにうけとるべき問題と思う。日本はその路線、姿勢をとわれているのではないか。その後ジュネーブ、ニューヨークと会議が進められているが、領海幅、経済水域、大陸棚、深海海底等複雑な利害のからみあい、その帰趨は余断をゆるさない。さらに内陸国等地理的不利益国

(50カ国近い国)の利益をどうするかの問題もあり、今後の会議の進展を注視しなくてはならない。

以上、海洋法の問題の背景と問題の所在を素描したが、単に海の関係者だけの問題ではなく、バックにパワーの問題を含んでおり、非常に高度に政治的な問題であるということを重ねて強調しておきたい。特に領海幅の問題と国際海峡の通航問題のからみあい、それと経済水域をみとめることとのカケ引き等超大国といえども早勝手には振舞えない具体問題があり、国のprestige、世界戦略、安全保障、一國の経済構造等にかかわる重大問題を包含していることに注意を喚起したい。吾々としては、国際協力とは何か、その本質なりあり方を考えるにあたって、重大な関心をはらうべき問題であると思う。

